

改正

令和4年9月12日規程第9号

令和7年3月31日規程第19号

那須烏山市建設工事成績評定規程

題名改正〔令和4年規程9号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、那須烏山市建設工事検査規程（平成17年10月那須烏山市規程第24号。以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、市が執行する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔令和4年規程9号〕

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の請負金額が200万円を超える工事について行うものとする。

一部改正〔令和4年規程9号・7年19号〕

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、規程第4条第1項に規定する検査員並びに那須烏山市建設工事監督執務規程（令和4年9月那須烏山市規程第7号）第2条第2項第1号の総括監督員及び同項第2号の主任監督員（以下「監督職員」という。）とする。

2 評定者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める検査の評定を行うものとする。

(1) 検査員 出来形部分検査、中間検査及び完成検査

(2) 監督職員 完成検査

一部改正〔令和4年規程9号〕

(評定の方法等)

第4条 評定は、工事ごと、かつ、評定者ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の方法は、別に定める工事成績採点表により、工事の施工状況、目的物の品質その他市長が必要と認める事項を評価することにより行うものとする。ただし、工事の請負金額が500万円未満のときは、別に定めるところによる簡易な方法により評定を行うことができる。

全部改正〔令和4年規程9号〕

(評定表の提出)

第5条 検査員は、評定を行ったときは、遅滞なく、前条第2項の工事成績採点表に基づき工事成績評定表（別記様式）を作成し、市長に提出するものとする。

一部改正〔令和4年規程9号〕

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔令和4年規程9号〕

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月12日規程第9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の那須烏山市請負工事成績評定規程により評定を行う工事は、この規程の施行の日以後に市が発注する工事について適用し、同日前に市が発注した工事については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日規程第19号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）
別記様式（第5条関係）

工事成績評定表

年 月 日

所属名 _____

契約番号		工事番号	
工事名			
工事箇所	那須烏山市		
契約日			
契約金額	当初		
	最終		
工期	当初		
	最終		
完成日			
完成検査日			
出来形部分検査日			
中間検査日			
請負者			
現場代理人			
主任技術者			
監理技術者			
総括監督員			
主任監督員			
検査員			
評 定 点	① 主任監督員		点
	② 総括監督員		点
	③ 検査員		点
	④ 合 計		点

注) 別添の工事成績採点表により評定し、評定点合計は四捨五入により整数とする。

全部改正〔令和4年規程9号〕